

Client Alert

Tokyo

BAKER & MCKENZIE

東京青山・青木・狛法律事務所

November 2009

米国エネルギー省が再生可能エネルギーによる発電プロジェクト推進のための新たな借入保証制度を発表

東京青山・青木・狛法律事務所
ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所(外国法共同事業)
100-0014
東京都千代田区永田町2丁目13-10
ブルデンシヤルタワー

Contact Information

Anne Hung (アン・ハン)

Tel: +81 3 5157 2710

Fax: +81 3 5157 2906

Anne.Hung@bakernet.com

Paul A. Davis

(ポール・A・デービス)

Tel: +81 3 5157 2711

Fax: +81 3 5157 2906

Paul.Davis@bakernet.com

大型プロジェクトグループ

([ウェブサイト](#))

米国エネルギー省は再生可能エネルギー発電プロジェクトを支援する目的で、新たに7.5億ドルを限度とした借入保証制度の申込受付を公告した。該当するのは、従来の技術を用いた風力、太陽光、バイオマス、地熱、水力による再生可能エネルギーの米国における発電プロジェクトである。今回の公告で特筆すべき点は、先端技術を対象とした以前の借入保証制度と異なり、商業利用がされている従来の技術を用いた発電プロジェクトが対象となっていることである。

今回の公告は40億ドルから80億ドルまでの借入に対するローン保証を行い、エネルギー省は金融機関の連携を呼びかけ、再生可能エネルギープロジェクトの資金調達を加速させる方針である。

今回の公告も、以前発表された幾つかの借入保証制度と同じく、米国回復再投資法(The American Recovery and Reinvestment Act)に基づいたものであり、2011年9月30日までに建設開始が予定されている従来の方法による再生可能エネルギー発電プロジェクトと関連する製造施設、送電システムや、最先端のバイオ燃料プロジェクトの開発の促進を目的としている。

また、米国回復再投資法の第一義として、雇用の創出と保持、インフラ投資、エネルギー効率の向上と科学の発展、失業者への支援、州および自治体の財政の安定化などが挙げられる。

(出典 www.lgprogram.energy.gov)

This Publication has been prepared for clients and professional associates of Baker & McKenzie. Whilst every effort has been made to ensure accuracy, this Publication is not an exhaustive treatment of the area of law discussed and no responsibility for any loss occasioned to any person acting or refraining from action as a result of material in this Publication is accepted by Baker & McKenzie.

東京青山・青木・狛法律事務所ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所(外国法共同事業)は、各国に所在するオフィスをメンバーファームとするスイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジーインターナショナルのメンバーファームです。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所を指します。

2009 Baker & McKenzie

© All rights reserved.